

商品概要説明書

マイカーローン（山陰信販）

（令和6年4月1日現在）

商品名	マイカーローン（山陰信販）
ご利用いただける方	<p>○融資時の年齢が満18才以上、完済時年齢が満75歳未満の方。 ただし、高校生は除きます。</p> <p>○安定継続した収入のある方。 新社会人、年金受給者、パート、アルバイトの方も融資対象者とします。</p> <p>○山陰信販株式会社が保証を承諾した方。</p> <p>○借入金額が500万円を超える場合、当J Aの組合員の方。</p>
資金使途	<p>○融資を受ける方または融資を受ける方のご家族が必要とする以下の資金とします。 自家用自動車・自動二輪車・原動機付自転車（いずれも中古車を含みます。） 購入資金、車検費用、自動車運転免許取得費用、修理費用、部品代金、自動車購入にかかる借入金返済資金（残価設定ローンを含みます。）ただし、事業用は除きます。</p> <p>○自転車・シニア向け電動カートも取扱い可とします。</p> <p>○上記資金使途にかかる融資金額の30%または30万円のいずれか低い金額の範囲内のフリー資金の取扱を可とします。</p> <p>○融資を受ける者の家族は、生計を一にする範囲内とします。</p>
借入金額	<p>○10万円以上1,000万円以内（1万円単位） 借換部分は、既借入金残高を限度とします（万円単位切り上げ可）。 新社会人、年金、パート、アルバイトの方は200万円以内とします。</p>
借入期間	<p>○6か月以上15年以内（1か月単位）とします。</p>
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日のパーソナルプライムレートIを基準に決定し、それぞれ翌月の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレートI）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。特定月返済分はお借入金額の50%以内とし、年2回の特定月は3か月以上の間隔を空けてご指定いただきます。</p>
担保	<p>○不要です。</p>

保証人	○当 J A が指定する保証機関（山陰信販株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○金額・期間に応じた保証料（年率 0.60%～1.50%、分割後取り方式）をお支払いいただきます。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合の手数料は無料です。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料は無料です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または本店金融部金融企画課（電話：0852-67-7741）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融企画課または J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島弁護士会（電話：082-225-1600） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） ・岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。） <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関（山陰信販株式会社）において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A しまね